

民主党政権時代、法制審議会に改正を諮問された民法改正案が8年の歳月を経て、5月26日の参議院本会議でようやく可決しました。当初の形からは多少変更された改正案ですが、社会的に多くの影響が考えられるため、周知期間を経て施行は2020年頃となる予定です。

今回の民法改正は、消費者保護とか従来の雑多な法令を整理したとか様々な側面がありますが、従来の「債権債務を中心とした解釈の世界から、契約を中心とした思考様式への移行」が挙げられます。

その代表的な改正項目が、瑕疵（かし）担保責任から契約不適合責任への変化です。これまでは売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は売主に対し契約解除と損害賠償ができるとされていました。

改正法案では「瑕疵」という言葉が論議され、この言葉は法律の専門家以外の人にとっては難解だと言うことに加えて、場合によっては物理的な欠陥しか思い浮かばない可能性があるということで、不適切とされました。

代わりに使われた概念が「引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものである場合」というものです。

今までは「隠れた」瑕疵であることが要件でしたが、改正民法では目的物に必要な性質が備わっていないということが問われて、隠れたものであるかどうかは要求されなくなりました。つまり、表に現れている欠陥も対象になるということです。

「契約不適合」により生み出された効果は他にもあり、契約の内容に適合しないものを引き渡したのなら、期間を定めて追完（追って完成させる）の催告をし、その間にできないときは、その不適合の程度によって代金の減額を請求できることにしました。今までは、買主は契約の解除と損害賠償責任しか請求できませんでしたが、代金減額請求や修補請求もできるようになります。

☆山・旅・諸々 ☆

5月下旬、久しぶりに箱根古道を歩いた。箱根湯本駅からバスで畑宿下車。ここは寄せ木細工の里として有名だ。箱根古道のほぼ中央に位置し、参勤交代の大名達が一休みした場所だ。前方の石畳の坂道を見ていると、今にも「下にい、下にい」の声が聞こえてきそうな気がする。

両脇に杉並木を見ながら石畳の坂道を登っていくと、まもなく甘酒茶屋に到着。大勢の人たちが甘酒を飲んで休んでいる。

ここから948mの屏風山を目指す。人の少ない静かな山道を頂上へ向かう。頂上もとても静かだ。下りはもの凄い急勾配で膝が痛い。ようやく芦ノ湖に辿り着いた。



甘酒茶屋